

避難実施要領
【化学剤によるテロ攻撃の想定】

令和8年1月策定

知 多 市

正体不明の武装集団による集客施設における起爆装置付き小型有毒化学剤による屋内でのテロ攻撃の場合

避難実施要領

知 多 市 長
月 日 時 分現在

1. 愛知県からの避難の指示の内容

□□□知多店（以下「□□□」という。）において、起爆装置付き小型有毒化学剤を使用（起爆）させた屋内でのテロ攻撃が発生した。

起爆装置そのものの爆発による建物等への影響は少ないが、避難者の一部は、□□□の屋内で散布された化学剤の影響により、避難の途上、建物出入口辺りで倒れ、複数名の要救助者が生じている。

さらに、テロを実行した複数の人物により構成される武装集団が、既に起爆した起爆装置付き小型有毒化学剤以外にも、同様の化学剤を複数所持していると宣言し、人質を取り、□□□に立てこもった。

さらなる人的被害を避けるため、起爆装置付き小型有毒化学剤による被害が懸念される、□□□に隣接する行政区の一部（以下「要避難地域」という。）の住民、□□□からの避難者等を、要避難地域外の化学剤の影響の恐れがない避難施設（○小学校、●●小学校、△△中学校（以下それぞれ「○○小」、「●●小」、「△△中」という。））のいずれかに避難させる。

2. 事態の状況、関係機関の措置

(1) 事態の状況

ア 発生時期

年 月 日 時 分

イ 発生場所

□□□

ウ 実行の主体

複数の人物により構成される武装集団

エ 事案の概要と被害状況

武装集団は、10名ほどの一般人を人質に□□□に立てこもっている。

政府は、本事案を緊急対処事態と認定、県及び知多市に対策本部の設置を指示した。

オ 今後の予測・影響と措置

武装集団は、要員の一部の者を中部国際空港から出国させることを求めており、受入れが拒否された場合には、人質を巻き込んで、起爆装置付き小型有毒化学剤を作動させる旨宣言している。

要求に対する回答期限を翌日の正午としているが、交渉の進展は予断を許さない状況であり、起爆装置付き小型有毒化学剤によるテロ攻撃の時期を正

確に予測することは困難であると考えられるため、要避難地域の住民を迅速に避難させる。

なお、同武装集団が現在所持していると推定される起爆装置付き小型有毒化学剤は、先日名古屋市内で使用された起爆装置付き小型有毒化学剤と同種のものと考えられており、名古屋市における被害範囲の調査から、当該起爆装置付き小型有毒化学剤による被害の範囲は主に屋内に限られていたものの、屋外での起爆であっても起爆直後に限れば、化学剤が散布された場所では、一時的に高濃度となる恐れがあることから、□□□に隣接する行政区の一部を「要避難地域」として指定する。

(2) 関係機関の措置

ア 措置の概要

- (ア) 警察：要避難地域に通ずる全ての道路を交通規制（外部からの入域は禁止、車両の出域は、車両の検索を受けた避難車両のみ可）
- (イ) 消防：警戒区域を設定するとともに、現地対策本部内に現場指揮本部を設置し、併せて消防車及び救急車を配置し警戒を実施
- (ウ) 自衛隊：●●小に化学剤への対応のための部隊を派遣

イ 連絡調整先

- (ア) 知多警察署 電話：0562-36-0110
- (イ) 知多市消防本部 電話：0562-56-0119
- (ウ) 陸上自衛隊第35普通科連隊重迫撃砲中隊
電話：052-791-2191（内線4553）

3. 事態等の特性で留意すべき事項

(1) 事態の特性

△△○○○に現地対策本部を設ける。

不測の事態が発生し、負傷者等の救急搬送が必要となった場合には、119番通報により救急車を要請する。

(2) 時季による特性

冬季の避難であることから、避難者に対し寒さ対策を呼びかけるほか、各避難先に寒さ対策のための暖房器具を設置する。

4. 要避難地域及び要避難者数等

(1) 要避難地域

○○台2丁目、○○東町1丁目、○○東町2丁目及び▲▲台4丁目のうち、□□□から100m以内の地域

(2) 避難者数等

地区名：○○台2丁目 ○○東町1丁目 ○○東町2丁目 ▲▲台4丁目

| | | | | |
|--------|---|---|---|---|
| 避難者数： | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 要支援者数： | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 外国人数： | 人 | 人 | 人 | 人 |

5. 避難施設

(1) 避難施設

ア 避難施設名

○○小、●●小及び△△中

イ 所在地及び連絡先

○○小：○○ 番地 電話：0562- -

●●小：●● 丁目 番地 電話：0562- -

△△中：○○○○ 丁目 番地 電話：0562- -

ウ 収容可能数

○○小： 人

●●小： 人

△△中： 人

エ 派遣職員

それぞれの避難施設には、職員4名ずつを派遣、配置する。

(2) 一時集合場所

直接避難先に向かうものとし、一時集合場所は設定しない。

一時集合場所名：-

所在地：-

連絡先：-

連絡担当者：-

その他の留意事項：-

6. 避難経路等

(1) 避難に使用する経路

要避難地域内での移動経路は、□□□に接近する経路を避け、可能な限り避難先までの最短の経路となるよう誘導する。

(2) 交通規制

実施者：知多警察署

人数：○○人程度

場所：要避難地域に至る幹線道路の主要交差点○か所程度

(3) 警備体制

実施者：知多警察署

人数：○○人程度

場 所：交通規制の場所に同じ

7. 避難誘導方法

(1) 避難（輸送）方法

ア 一時集合場所への避難方法

直接避難先に向かうものとし、一時集合場所は設けない。

誘導の実施単位：－

輸 送 手 段：－

避 難 先：－

集 合 時 間：－ 年 月 日 時 分

その他（誘導責任者等）：－

イ 避難施設への避難方法

誘導の実施単位：各町内の班ごとの避難を推奨する。

移 動 手 段：徒歩又は車両の検索を受けた避難車両に限り、車両での避難は可

避 難 経 路：主に幹線道路を使用するほか、避難誘導員等の指示に従うこと。

避 難 先：〇〇台2丁目に所在している者は●●小へ、〇〇東町1丁目に所在している者は〇〇小へ、〇〇東町2丁目及び▲▲台4丁目に所在している者は△△中への避難を誘導する。

避難完了予定時刻： 年 月 日 時 分

その他（誘導責任者等）：現地対策本部長を誘導責任者とし、避難誘導員等の指示に従うこと。

ウ 要支援者の避難要領

避 難 先：◆◆◆ホーム（福祉避難所）

誘 導 の 実 施 単 位：避難行動要支援者名簿に記載の要支援者は、個別の避難計画等に基づくほか、別途個別に指示する。

要支援者への支援要領：要支援者の区分に応じた対応を実施

輸 送 手 段：庁用車及び福祉施設車両

車 両 の 台 数： 〇台、 〇台

輸 送 可 能 人 数： 〇人、 〇人

連 絡 先：市国民保護対策本部（福祉担当）
電話：0562-36-2650

避 難 経 路：主に幹線道路を使用し、誘導に従い移動するものとする。

避 難 開 始 日 時： 年 月 日 時 分

避 難 完 了 予 定： 年 月 日 時 分

(2) 職員の配置方法（配置場所と人数）

県対策本部：〇名

現地対策本部：○名

現地調整所：○名

避難施設（○○小、●●小、△△中）：各○名

避難誘導要員として、避難先に至る避難経路上の主要交差点等：○○名

要避難地域内における残留者の有無の確認のための要員として：○○名

(3) 残留者の確認方法

確認者：市職員

時期：準備出来次第直ちに

場所：避難先別に避難を呼びかける巡回広報車4台を○○東町1丁目、○○台2丁目、○○東町2丁目及び▲▲台4丁目それぞれに1台ずつ配置し、避難を呼びかけ、残留者の移動を促すものとし、その細部は、現地対策本部を通じ指示する。

方法：広報車、防災行政無線等による呼びかけを行う。

措置：残留者に避難するよう勧告する。

終了予定日時： 年 月 日 11時00分（回答期限の1時間前）

(4) 避難誘導時の食料の支援・提供方法

食事時期：避難のための移動中の提供は計画しない。避難施設での提供を計画する。

食事場所：それぞれの避難施設（○○小、●●小又は△△中）

提供する食事の種類：別に示す。

実施担当部署：防災危機管理課及び避難施設派遣職員

(5) 追加情報の伝達方法

それぞれの場所に配置された市職員等を通じて伝達する。

8. 避難時の留意事項（主に住民）

(1) 基本事項

ア 要避難地域では、武装集団の要員と地域住民等との識別のため、車両での移動の際には車両の検索が行われることから、避難は徒歩移動を推奨する。また、要避難地域内における徒歩での移動の経路は、可能な限り最短の経路を選択するよう誘導する。

イ 避難時には、金銭、貴重品、マイナンバーカード、パスポートや運転免許証等の顔写真付き身分証明証、着替えや日用品、常備薬、非常持ち出し袋等の携行を呼び掛ける。

(2) 事態の特性

起爆装置付き小型有毒化学剤以外の大量殺傷物質等の使用の恐れは、確認されていない。

(3) 時季の特性

冬季で日没が早いことから、避難誘導時における転倒事故等による受傷防止のほか、耐寒対策のための衣類等の携行を呼び掛ける。

(4) 一時集合場所での対応

一時集合場所は設定しない。

9. 誘導に際しての留意事項（職員）

職員は、住民に対し、毅然とした態度での活動を徹底するほか、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行し、職員（誘導員）であることを明確に示すほか、声掛けに当たっては、落ち着いた動作かつ丁寧な口調で対応する。

10. 情報伝達

(1) 避難実施要領の住民への伝達方法

担当職員等は、市民に対し、防災行政無線、防災ラジオ、ちたまる安全安心メルマガ、市公式ホームページ、各種SNS（Facebook、X、LINE）、広報車による広報のほか、消防団、自主防災組織等を通じた伝達などの方法により、要避難地域外へ避難するよう周知させる。

(2) 避難実施要領の伝達先

国民保護協議会委員である、知多県民事務所、知多建設事務所、知多保健所、日本郵便（株）知多郵便局、知多市医師団、知多市歯科医師会、知多市薬剤師会、中部電力パワーグリッド（株）半田支社、東邦ガス（株）東海営業所、NTT西日本（株）東海支店、知多メディアネットワーク（株）、知多市社会福祉協議会、知多市赤十字奉仕団、知多市建設業協力会

(3) 職員間の連絡手段

主に携帯無線機を使用するものとするが、携帯電話の使用を可とする。

11. 緊急時の連絡先

知多市国民保護対策本部

電話：0562-36-2638

FAX：0562-32-1010

e-mail：bousai@city.chita.lg.jp